

『栗山町まちづくり100人委員会』会則

これまでの行政の進め方は、行政側で原案を作り、町民に意見を聞き協力を願うという、まさに行政主導でありました。

これからは、真に町民が望むまちづくりを実現するため、多くの仲間たちとともに、常日頃からまちづくりについて話し合い、行政に対して、その思いを伝え、ともにまちづくりを進めていく必要があります。

そのためには、一人でも多くの町民の意見が行政に反映されるシステムを自ら確立し、それを息の永い活動の場として、後世に繋げていかなければなりません。「栗山町まちづくり100人委員会」は、そのために存在する組織です。

わたしたちは思う。このまちで生まれ、育ちゆく子どもたちに、わたしたちの行動とわたしたちの言葉で、このまちのすばらしさと、このまちの持つ可能性を語りかけ、それを伝えていきたい。

1. 名称

この会の名称は、「栗山町まちづくり100人委員会」（以下「100人委員会」という。）とします。

2. 目的

100人委員会は、身近な問題や疑問を感じていることなどの中からテーマを見つけ、それについて話し合い、多くの町民の声をまとめて、町に提言します。

また、これらの取り組みを一つひとつ積み重ね、多くの町民の声が行政に反映されるシステムの確立を目指します。

3. 委員

(1) 100人委員会には、栗山町をこれまで以上にすばらしいまちにしたいと思っている人で、町内在住又は在勤（学）であれば、委員としてだれでも参加することができます。

(2) 100人委員会は、通年活動を基本とし、毎年3月31日を区切りとし、継続参加の意志を確認します。

なお、都合により退会あるいは一旦活動を止めても、再度の参加を歓迎します。

4. 全体会の設置

(1) 100人委員会には、委員全員が参加する全体会を設置します。

(2) 全体会の主な役割は以下のとおりです。

- ①委員長・副委員長の選出
- ②提言書の決定
- ③学習会・研修等の実施
- ④パートナーシップ協定の承認
- ⑤会則や基本ルールなどの承認・改廃
- ⑥全体に関わる事項の承認

- (3) 全体会の開催は、年4回（4月・8月・12月・3月）定例的に開催するほか、必要に応じて、臨時会を開催します。

5. 役員の設置

- (1) 100人委員会の役員は以下のとおりです。
- ①委員長 1名
 - ②副委員長 2名程度
 - ③分科会座長 各分科会より1名
 - ④事務局長 1名
- (2) 役員の選任及び任期は以下のとおりです。
- ①委員長・副委員長の選任は、委員の互選とします。
 - ②分科会座長は、各分科会の協議により選出します。
 - ③事務局長は、当分の間、町経営企画課職員とします。
 - ④役員の任期は4月1日から翌年の3月31日までの1年間とし、再任を妨げないものとします。また、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とします。
 - ⑤役員の併任はできないものとします。
- (3) 役員の主な役割は以下のとおりです。
- ①委員長は100人委員会を代表し、会務を総括します。
 - ②副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理します。
 - ③分科会座長は、分科会の運営や調整を行います。
 - ④事務局長は100人委員会の円滑な運営のために必要な業務を行います。
 - ⑤全体会で決定された提言書を町に提出します。
 - ⑥役員はすべて運営委員会の構成員とします。

6. 運営委員会の設置

- (1) 100人委員会には、会の運営や各分科会を包括し、全体的な連絡調整を行う運営委員会を設置します。
- (2) 運営委員会は役員で構成します。
- (3) 運営委員会の主な役割は以下のとおりです。
- ①各分科会活動の状況把握と調整
 - ②分科会での提言内容等の承認・公開
 - ③全体会の開催及び運営
 - ④分科会の新設・増設・改廃等の決定
 - ⑤パートナーシップ協定の変更等の検討及び町との協議
 - ⑥会則・基本ルールの変更等の検討
 - ⑦委員の随時参加の決定
 - ⑧追加公募等の検討・決定
- (4) 運営委員会は2ヶ月に1回程度、定例的に開催するほか、必要に応じて開催します。

7. 事務局の設置

(1) 100人委員会には、会の運営に関する事務を行う事務局を設置します。

(2) 事務局の構成は以下のとおりです。

- ① 事務局長
- ② 各分科会書記
- ③ 町経営企画課職員及び各分科会関係町職員

(3) 事務局の主な役割は以下のとおりです。

- ① 100人委員会の活動状況等の広報周知
- ② 全体会、運営委員会、分科会等の日程調整、会場確保
- ③ 各分科会と町関係課所との連絡調整
- ④ 各種文書・資料の作成・発送

8. 分科会の設置

(1) 100人委員会には、委員から提起される課題等について検討し、提言書案を作成するため、分科会を設置します。

(2) 各分科会のテーマ及び内容は以下のとおりです。なお、分科会の新設や再編成等が必要となった場合は運営委員会に申出るものとします。

① 第1分科会 『町民・地域・行政』

住民自治、町民参加と協働、行政運営、行財政改革、広域行政

② 第2分科会 『生活・環境』

自然環境、環境衛生、環境保全、消防、防災、交通安全、防犯、公園緑地、消費生活

③ 第3分科会 『医療・保健・福祉』

保健、医療、地域福祉、児童福祉、高齢者福祉、障害者福祉

④ 第4分科会 『教育・文化・スポーツ』

幼児教育、家庭教育、学校教育、青少年育成、社会教育、図書館、芸術文化、スポーツ、地域間交流、大学連携

⑤ 第5分科会 『産業』

農林業、工業、商業、観光、雇用環境

⑥ 第6分科会 『都市基盤』

街なみ景観、市街地基盤、道路網、交通体系、住環境、上下水道、河川、地域情報化

(3) 委員は全員いずれかの分科会に参加します。なお、委員の希望により、複数の分科会へ参加することもできます。

(4) 分科会には、座長のほか、分科会の協議により、副座長、書記を各1名置きます。

(5) 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理します。

(6) 書記は、分科会に係る事務を担い、また、100人委員会の事務局員となります。

(7) 各分科会には、学識者や関係課所の町職員を参加させることができます。

(8) 必要に応じて、学習会や研修等を実施します。

(9) 分科会の開催は、月1回程度とします。

9. 100人委員会の基本ルール

100人委員会の基本ルールは別に定めます。

10. パートナーシップ協定

100人委員会は、町とパートナーシップ協定を締結します。

11. 100人委員会(事務局)の所在地

夕張郡栗山町松風3丁目252番地 栗山町役場経営企画課内

附 則

1. 本会則は、平成21年3月5日より発効します。
2. 本会則の発効後、平成22年3月31日までの間は、会則3(2)中の「3月31日」は、平成22年3月31日とし、会則5(2)④中の「4月1日から翌年の3月31日」は、発効日から平成22年3月31日とします。
3. この会則を一部改正し、平成22年1月25日より発効します。